

第七回国会 厚生委員会 議 録 第二十五号

（六三三）

昭和二十五年四月十日（月曜日）

午後一時五十分開議

出席委員

委員長代理 理事青柳 一郎君

理事中川 俊思君 理事岡 良一君

理事金塚 孝君 理事菊田アサノ君

理事金子興重郎君

田中 元君 幡谷仙次郎君

丸山 直友君 亘 四郎君

渡部 義通君

出席政府委員

厚生事務官 久下 勝次君

委員外の出席者

厚生事務官（医務局長） 河野 鎮雄君

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

四月八日

委員田中元君辭任につき、その補欠として森下孝君が議長の名指で委員に選任された。

同月十日

委員森下孝君辭任につき、その補欠として田中元君が議長の名指で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

医療法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四八号）（予）

○青柳委員長代理 これより会議を開きます。

まず、医療法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑の通告がございまして、これを許します。丸山委員。

○丸山委員 医療法の一部を改正する法律案、つまり医療法人を認めるというところのことでございますが、これは提案の理由の御説明にもございましたように、私の医療機関の協力態勢を整えるということが非常に必要であるというところ、それからただいまのような状況では、新しく医師が診療所をつくるといふような場合、相当の技術を持つておられる方が、入院をとつて完全な治療を行えるようなものをやりたいというような場合には、当然二十以上のベッドを持たなければならぬということになります。従つてその資材、資金等の面においては、非常な困難がありますので、そういうことがこの法によつて救われるというところは、たいへんけっこうだとは思いますが、しかし現在の私の医療機関は、非常に弱小なものがたくさん存してあります。この人たちが集まりまして、これをつくるということになりますと、相当な困難、また感情の融和上において、むずかしいことが起ると考へるのであります。その場合に、医師以外の企業を目的とした者が、この医療法人に上るところのものをつくつて、そうしてそういう困つた医師を雇つてやる。一種の営利事業として経営するといふような危険があるといふふうに考へられるのでございまして、そういう場合に、これを防止せられるという御意思であるか。あるいはそういうことも助長せられようという御意思かどうか。また防止せられるとすれば、どういふ

方法でそれを防止するかということについての御見解を承りたい。

○久下政府委員 医療法人そのものが、申すまでもなく自然人ではございません。りくつだけ申せば、医師以外のものになるわけでございます。私どもといたしましては、この法律の規定の正面からは運用上多少の疑念はあると思うのでございまして、医療法人の認可をいたしますにあたりましては、ただいま御質疑の点は、医療法第七條で、病院開設の許可をいたします場合に、営利を目的とするものは許可しないことがあるという表現をいたしまして、実際の扱いをいたしましては、営利を目的とすることが明白であります。また、病院開設の許可をいたさないという扱いをいたしておるのでございまして、医療法人というものが、もとと病院の開設及び経営を目的とするものでありますために、この病院開設の許可が得られないようなものに法人の認可をするというところは、おおよそ意味のないことであらうと思ひます。この点、法人の認可を決定いたします場合の條件として、本法案第四十五條に、法人の認可の決定をいたします場合の審査の條件が書いてございまして、この規定の運用をいたして、医療法第七條の精神を生かすようにいたしまして、結果におきまして、ただいま御質疑の御趣旨に沿うようにいたすべきものと考へておる次第であります。

○丸山委員 次に、現在存在しておりますいふ／＼な、たとえば農業協同組合でございまして、そのほかの個人でないもので、現在経営しておるところの診療機関は相当あると考へております。こういうようなものは、漸次この法律の中の医療法人の方に吸収して行くといふふうな考へでございまいしょうか。そういうものはまったく別個になるという考へでこの法律を出しになつたのか。お伺ひいたします。

○久下政府委員 ただいま御引例の、農業協同組合などの経営する病院につきましては、ただいまのところ、これを本法案によりまする医療法人に改組させるといふことは、それ自身相当むりがありはしないかと考へます。それは、それ／＼根拠法規をもちまして、正当にその業務、すなわち病院の開設、運営をいたしておるわけでございます。それにつきましては、相当検討の余地があるかと存じます。ただお言葉にありました、営利法人で現在病院を運営しておりますものは、若干ございまして、これにつきましては、実は本法案の審査をいたします際にも、私どもとしても問題といたしたのであります。すでに正規の手続を済まして、正當に法人格を取得し、病院の経営をいたしておりますものにつきましては、法律をもつてただちにこれを改組させるというところは、むりではないかという意見が強くありましたので、法律の表面には出ておりませんが、実際の行政の運用をいたしましては、私どももいたしましては、営利法

人として現在病院の経営をやつておりますものにつきましては、逐次この法律に基く医療法人に改組するように指導をして行きたいと考へておる次第であります。

○丸山委員 次に、この医療法人をつくります場合に、先ほど申し上げましたような、経営の困難なる、弱小なる開業医等が、数名集まりまして、これに移り行くといふようなことは考へられるのでございまして、その場合に、おの／＼が持つておる施設その他を法人に出資いたします形になりますか、あるいは寄付の形になりますか、あるいは何らかの御考慮があるかどうか。つまり出資あるいは寄付ということに關しては、課税がどういふふうに行われるのでありますか。

○久下政府委員 その点につきましては、新しい相続税法も国会にすでに提案になつておりますようでありまして、あるいはもう可決になつておるかもしれません。この法案につきまして、私どもとしては、税務当局の方と明確に打合せをしてみたのであります。新しい法律によりますと、川資の場合にはもちろん、寄付の場合におきまして、課税は行われまいというふうな言明を受けております次第であります。

○丸山委員 この医療法人は、もちろん定款が必要になると考へておるのでございまして、この定款の内容については、何か特別に、医師との間の関連に

関することを御予想になつておりますか、どうですか。また定款の認可は、厚生省でありますか。あるいは民法によりですか。どうなりますか。

○久下政府委員 定款または寄付行為という言葉を使っておりますが、この規定の内容につきましては、本法案の第四十四條にごさいまして、その第

人は、都道府県知事の認可を受けなければ、これを設立することができない。」
そのあとに、「設立しようとする者は、
定款又は寄付行為をもつて、云々と規定してごさいます。この定款または寄付行為をつけまして、都道府県知事の認可を申請するということになるわけ
であります。

○丸山委員 都道府県知事が認可をいたすのについては、厚生省として何らかの基準を示される御意思でございませうか。

○久下政府委員 都道府県知事の認可につきましては、この法案の第四十五条に、基準の規定がございます。すなわち、資産が四十一條の要件に該当しておるかどうか。その定款または寄付

行為の内容が法令の規定に違反してないかどうか。この二つを審査することにしたしておりますが、なお四十五條第二項にありますように、あらかじめ医療機関整備審議会という、医療法に基きます審議会が各都道府県に設けられまして、これの意見を聞くことにいたしておる次第であります。なお、これが運用につきましては、先ほど最初の御質問にお答えを申し上げたような気持も含めまして、適当な方法で指示をいたすつもりでございます。また手続的なことにつきましては、政令または省令をもちまして、必要な規定を設けたいと思っております。

○丸山委員 次に、第三十九條の、當時三人以上勤務する診療所を開設しようとする場合だけ、この法律が適用になると考えておりますが、御提案の理由にもございました、私的医療機関の協力態勢を整えるということから申し

はないかというような結論になつたわけであります。

○丸山委員　なお、今の点でござい
ますが、先ほど私が申し上げましたよう
に、個人ではとてい経営ができそう
もないというような場合に、この法律
を利用しようというような考え方にな
ると思いますが、その場合に、私的医
療機関を助長して協力態勢を整えさせ

るといふような意味から申しますると、事実上は三人以上勤務しておるようなものは、もうすでに病院の形態を整えておるものが多いのであつて、それよりも、かえつて少数のものの方が、この法によつて救われるといふことが、

とを私どもは期待するわけでありま
す。その場合には、現在すでに三人以
上医師がおるものは病院としての資格
を備えておる。とても経営ができない

というような状況のものがこの法によつて救われたいということから言つくと、むしろ二人に下げることの方が適切ではないかと私は考えておるのでございしますが、そうはお考えにならないでございませうか。何か支障がございますか。

○久下政府委員 先ほどもちよつと申し上げましたように、自然人で病院または診療所を経営する場合と、法人による特殊な制度を利用してやる場合とにおきましては、その間診療所の運営の形態または実態にも、若干の差があつてよろしいのではないかというのが、三人というような制限を置きました根本的な考え方でございます。言葉をかえて申しますれば、少くとも一人の医師が自分で診療所を開設して、自分だけが働いておるといふようなものにつきましては、しいてこの法人制度な

集まりまして、組合をつくつて自由にやつて行こうというのであります。ば、それでもけつこうです。また民法による公益法人になりたいということであれば、それでもけつこうだと思ひます。その辺のところは、自由にやつていただきましてけつこうであります。

○却田委員 そういふ自由な形で、組合的な経営をやるといふ場合と、医療法人に属する場合と、課税等について何か差異があるといふことになりませんか、どうでしょうか。

○久下政府委員 課税の問題につきましては、主として平素の所得税の問題が問題になり得ると思ひます。所得税だけを例にあげて申し上げますれば、法人制度によつて病院の運営をやります場合には、申すまでもなく法人税法の適用がございまして、一律に、その収益の額のかんにかかわらず、百分の三十五でございまして、その税率が課せられることになりまして、個人でございまして、これは所得税法によりまして、通増される税率が課せられるわけでございます。収益が高くなればなるだけ、それだけ法人である場合よりも実際の税金が高くなるというところはありますと思ひます。

この辺で、たいへん失礼でございますが、先ほど丸山委員の御質問になりましたことに関連してお答えを申し上げます。お答えを申し上げますが、そういうふうなことを考え合せますときには、かえつて一人、二人の一般的に収益の少ない診療所につきまして、この法人制度を認めるということが、その点からあまり意味がないことになりはしないか。こういう点については、個人

の場合であります。百分の三十五以下の税率の場合が、収益の額に依じてあるわけでありまして、その辺がこの法人になりますと、必ず百分の三十五という税率をかけられますから、そういう結果になると思ひます。

○却田委員 そういふ医療法人という看板をかけた企業形態にならなければ、ここに規定してあるような、届出であるとか、あるいはいろいろな義務といふようなものは生じないわけなんですか。それはやはりこれに準ずるといふことになるわけなんですか。

○久下政府委員 医療法人になられまうとありますれば、もちろんこの医療法の一部改正の第四章、医療法人という章に関する手続は、何も入り用ありません。そのほか、医療法の中には、病院及び診療所の開設等についていろいろ届出とかを要求いたしておられます。これは法人であるといふことにかかわらず、一律に行われます。そういうふうに御了解いただきたい。

○青柳委員長代理 他に御発言ありませんか。

○渡部委員 この医療法の一部改正という問題が、医療機関の、ことに病院の急速な普及整備という見地からなされておるようでありまして、私たちが多くの医者の人たちに会つてみますと、今日日本の医療機構といふものが、非常に荒廃しておりますが、それより前に、まず社会保険の破綻とか、あるいは重税とかによつて、開業医がほとんど立つて行けない状態になつていゝる。ここにこの医療機関が荒廃している最も大きな原因があるんじゃないか。このことと関連して、医療機構の、あるいは病院の急速な普及整備と

いうものは考えられないのじゃないか。何となれば、開業医がほとんど破綻状態にあるといふことから、それを病院化して行く力の蓄積を、ほとんど失わざるやうな状態になつてゐるからです。今申し上げた社会保険の破綻や、重税による開業医たちの非常に困難な状態、このことを解決することなしに、この病院の急速な普及整備といふことは困難じゃないか。この点はどういふ見通しですか。

○久下政府委員 お話の通りでございます。私どもといたしましては、この改正法案によりまして、これのみをもつて医療機関の整備普及ができるものとは考えておらないのであります。ただ医療機関整備普及の一助となり得るであろうという期待を持つておるにすぎないのであります。根本的には、確かに社会保険制度の問題、あるいは課税の問題等、医療問題に関連する各般の問題を解決していかねなければならぬと思つてゐる次第であります。ことに医療法におきましては、御承知の通り公的医療機関の開設に対して、国庫補助を與へ得る規定もございまして、先般御審議をいただきました予算にも現れております通り、私どもの希望にかかりませず、財政上の理由から、この方も十分に実現を見ていないといふやうなことであります。これらの問題が未解決のままに、この法案が改正になつたからといつて、ただちに医療機関が整備できるというふうには考えておらないのであります。少くとも医療機関整備に関する一つの隘路を開闢するといふことにはなり得ると考えておりますとともに、お話をありましたやうな点、その他医療機関

整備の障害となつておりますやうな各般の事態につきましては、私どもとしては、今後全力を盡しまして、その改正に努めたいと思つてゐる次第であります。

○渡部委員 今の御答弁は、民間の医療の最も大きい部分を負担しているやうに考えられるところの開業医が、ほとんど破綻状態になつたまま、それとは別個に、今度の改正法による病院等の急速な普及整備がなされると言われまして、私たちがしるうとだけであつて、社会的なものの見方からいたしますと、むしろ開業医は破綻状態にある。少くとも開業医がほとんど困難な状態にあるといふことが前提となつて、この新しい法人施設といふものが設けられなければならないことになつてゐるのじゃないか。こういうふうに見られると思ふのですが、どうですか。

○久下政府委員 そういふやうな言ひ方をいたしますとその通りでございます。実はこの制度そのものといつて、ましては、その全部の改革にはなつておらぬと思ひますけれども、ただ法人になるというだけで、多くの場合、今日の医療に関する重い税負担が相当軽減されるというところは、結果的にあり得ると思つております。さつきもちよつと申し上げましたやうに、所得税の点からのみ申し上げても、個人のやつておられます病院が、この法律に基づきます法人にかゝるといふことで、相当多くの場合、税負担の軽減になると考えておる次第であります。そういう意味合いから、この法人制度は、今日の医療問題の全部ではございませぬけれども、先ほど申し上げ

た通り、その一部を解決する有力な手段ではないか。かように手前みそでございますが、考えておる次第であります。

○渡部委員 そうしますと、今日のやうな社会保険の破綻とか、重税とかといふやうな状態のもとでは、この個人的な開業医が、ほとんどこの任務を果すことが困難になつて来ているといふ状態については、認識されておるわけですか。

○久下政府委員 困難にというお言葉が、どの程度の意味でございませうか、解釈の仕方問題だと思ひます。私どもといたしましては、今日の医療の経営といふものは、個人の経営でやつて参ります場合には、相当な税負担が課せられておまして、医療の経営がきわめて困難になつておることを認めておるものでございまして、できるだけこうした方面におきまして、医療に関する税負担の軽減をはかりまして、より適正な医療が、一般の国民に普及するやうにすべきものである。かように考えておる次第であります。

○渡部委員 税負担だけではなしに、私たちの知つてゐる医者たちの——ことに診療所を経営しているやうな医者たちの話によりますと、健康保険なんか、保険料の支拂い遅延の問題が、それを一番行き詰らせる原因になつてゐるというところを、かなり訴えておるわけなんです。だから健康保険料が納まらないというやうな問題も、これは一つは産業の破綻しているというやうなことから来ている問題とかかわりがあるわけで、現在のやうな、何と言ひますか、大きく言つて、政治的な諸政

策が行われておりますと、開業医さえも立つて行けないような状態にまで追い詰められてしまつておる。その結果開業医は、自分の資金の蓄積によつて、国民の需要に応じ得るような形の施設を建設して行くことができない状態にあるということを訴えておるわけなんです。もちろん医者の方でも積極的にその施設を改良し、また地方においてさえも、一定の患者の収容が得るような施設をここに持ちたいという希望は持つておりながら、今申し上げたような事情からそれができない。こういう事実の上に立つて、今度の法人というものがつくられるのだとすれば、またいふ／＼考へ方が違つて来なければならぬように私たちが思つておるんです。その点をはずり、どういふふうに認識されておるのかということをお聞きしたいと思つたわけなんです。つまりもう一度簡単に申し上げますと、社会保険の問題等々が――重税の問題も同様であります。現在の政治的な諸政策と非常に深い連関を持つておる。従つてそういう諸政策の破綻が、開業医さえもとどろき詰まらせておるような状態で、開業医自身が積極性を持つて、施設の改善なり拡充なり、また国民の必要な状況に応じ得るような行為をすることさえも、いろいろな形で制約されておるといふ点、そういう点と考へ合せないと、今度の改革も考へられないじやないか、改正も考へられないじやないかと思つておるわけなんです。その点はどうか。

○久下政府委員 この制度につきましても、提案理由の説明にもございまして、またその後におきまして御説明を申し上げておりますように、現在、

今御指摘になりましたような医療問題に關連をする各般の問題を、この制度によつて解決しようというようになつて、実は大理想でもないのをごさいます。私も、私どもが直接この法案を考へました気持は、まず第一には医療法によりまして、病院につきましてもいろいろ／＼な制限が加つて参りますし、しかも一方におきましては、今日の社会、経済の状況から申しますと、この制限を打開し、さらに進んで病院の普及をはかるということが非常に困難であるといふところから、それらの点を解決いたそうというのが、この制度を考へました理由でございます。ただ御指摘のような問題につきましても、今日の諸制度に欠陥がありますことは、私どもも認めておるのでございます。これはその制度そのものの欠陥もございまして、今日のように、また同時に、今日のよ

うな経済情勢下におきましては、ある程度各方面におきまして忍ばなければならぬ限度もあるのではないだろうか。この辺のところを考へ合せた上で、お答えを申し上げなければならぬ。だからと思つて申します。これは端的に開業医について申し上げます。これは、先ほども申し上げましたように、今日の開業医が、諸制度の欠陥なり、あるいは税金等のために、事実困つておられますことは認めておるのでございまして、これはまたある程度までは今申し上げた通り、今日わが国の置かれております全般的状況のためにか、やむを得ない限度もあるのではないかと、こゝろを考へておる。ただ何分にも人間の生命を預かる医療のことでありますので、そういう意味合いにおきまして、私どもの立場から申しますれば、そうした諸般の状況にもかかわりませず、できるだけいい医療ができるように、いろいろ／＼な方面から手を盡すべきであるというふうな気持ちを持つて、われ／＼考へておるつもりであります。その気持がこの制度として、御審議をいただいたております趣旨でございます。

○渡部委員 單に国民的な医療制度の改善、つまり現在日本が持つておられる医療制度をフルに働かせるだけではない、それを拡充整備して行くという見地から申しますと、私たちの考へでは、社会保障の問題とか、重税の問題なんかは起り得るような條件を除く。それを除去することが、同時に国民の健康さへも増進させるということになるわけなんです。そのことが根本だと思つておる。そのことを一応おきまして、たとえば法人をつくるといつたところで、先ほど丸山委員からもそれに触れられましたように、非常に困難な事情が事実上あると思ふ。といふのは、農村なんかに行きますと、各農村、各部落に医者がいないといふところはなしに、一村とかあるいは二箇村くらいで、一人の医者がいて、こゝろを離れなければならぬような状態に置かれておる。そういうところへ数人の医者が集まつて一つの病院をつくるというふうなことも、事実上非常に困難じやないか。私たち農村に用かけてみて、実情から考へてそういうことが思われるわけなんです。その点はどうかお考えですか。

○久下政府委員 いわゆる無医村の解消のためには、おそらくこの制度はそれだけの役割を果すものとは考へておらないのであります。これはあくまでも個人経営でやつておられる病院、あるいは個人経営でやろうという病院よりも、この制度を利用する方がぐあいがいいであらうというふうなことを考へられる人々に利用していただくという制度であります。無医村の解消を解決するためには、私どももいたしまして、ただいま構想をしておりましたところでは、いわゆる公的医療機関によつて、御指摘の問題を解決すべきであるといふふうに思つておるのであります。これを具体的に申しますと、医者がいないといふのは、これは今日の経済機構のもとから申しますれば、当然医師がそこへ個人の危険負担で参りましては、立つて行けないことだと考へます。そういうところに対しては、しかしながら医療機関がなくていいというわけではございませんで、私どもはそういうところにつきましては、公の主体――府県でありまして、市町村でございまして、そういうふうな公の主体が責任を持つて、医師のいない地域に病院なり診療所なりを普及するような考へを持つておるのであります。その気持がまた医療法の公的医療機関に対する補助をするといふような対策となつて現われる次第であります。

○渡部委員 もつと具体的に申しますと、医者がいないわけではないが、しかし一里四方ないし二里四方から、患者が一人の医者に集つて治療を求めて来るというふうな状態が、農村におけるかなり普遍的な状態だと思つておる。そのような場合に、治療を求めて来る患者たちを、たとへば手術をする場合には、少くともすぐリヤカーにつけて引返すといふわけには行かぬ。た

とえば二、三日なり五、六日なりをそこで治療する必要があるという場合がしばしば起り得るわけなんです。しかもその医者は個人的な経営をしてい

る医者であつて、まあ自分のうちの座敷を利用して、その人たちの置くといふことが、農村にとつては非常に普通な状態でありまして、そういう場合に十何時間しか置けないとか、二十床を備えておかなければならぬといふことになりまして、医者の方も困るし、治療してもらうところの患者の方もまた困つてしまふといふようなことが、普遍的な農村の事情であり、また避けがたい実情であると思つておる。こういう場合に一体どうなるのかといふことですが、その点はどうか。

○久下政府委員 御質疑の点は医療法の第十三條に規定してあります診療所における患者収容時間の制限に關してのお尋ねだと思つておる。私どももいたしまして、もちろんこの医療法の十三條が、現在のわが国の医療機関整備の実情のもとにおいて、全面的に適當な制度とは考へておらないのでございまして、毎度申し上げておりますように、この医療法十三條の規定を、完全に支障なく運用をいたしますためには、その反面におきまして、りつぱな設備を持ちました病院の普及をはかる必要があると考へておる次第であります。そのために十三條の規定につきましても、適用の猶予期間もあるわけではございまして、私どもとしては、医療法をやつていただきました後、――その前からでございますが、引続き病院の整備につぎまして努力をいたしておるつもりであります。財政の都合のため

格として、ベッドの数が十でありましたものを、二十に上げましたわけでございます。同時にまた診療所について十三條の制限を設けましたのは、それを裏から見ましたわけでございまして、診療所につきましては、新しい医療法は何ら病院のような構造、設備の制限を設けておらないのであります。そういうような法律上の制限のない所におきましては、必然的に今日の医学の進歩の状態から申しますれば、いわゆる適正医療、完全な医療はできないものである。それをできるものとして

患者を收容するところにむりがある。

そこで診療所におきましては、患者の收容にある種の制限を加えなければならぬという考え方、四十八時間制限というようになるとなつて現れておるのであります。従いまし、あくまでも適正な医療を、適当な設備の整つておる所で施すようにしたい。反面設備のない所で、適正な医療を行うことができないものに對しては、制限する氣持を明白にいたしますために、この規定が設けられておるのであります。

○渡部委員 そうすると四十八時間以上を越える場合には、どういふふうな処罰があるわけですか。

○久下政府委員 医療法第十三條の規定に違反いたしましたものは、医療法第四十四條第一項の規定によりまして、五千円以下の罰金に処せられることに相なつております。もちろんこれは申すまでもなく、四十八時間制限の原則につきましては、十三條に但書がつけて、除外例があります。それらの規定にもかかわらず、違反したということになるときは、もちろん当然でございませう。

○丸山委員 ただいまの四十八時間間の御答弁の中に、ベッド数が二十以下の診療所の施設は医療に不適当なものであつて、それでは完全なる医療は行い得ないというお話を、ただいまお伺いしたように思いますが、これは間違ひなくそうお考えなのでございませうか。

○久下政府委員 言葉じりをとらえて恐縮であります、不適当ということに申し上げたつもりはございせん。今日の医学から申しまして、いわゆる

完全なと申しますが、適正な医療を行いますためには、いさゝか医療設備、その他の設備を必要とする。そういうものがなくともにおきましては、そういう治療ができないということ、建前として申し上げたにすぎないのであります。医療機関として不適当であるというふうなことは考えておられます。

○丸山委員 ちよつと、さつきの言葉はそういうふうに聞かされたのでありますが、しかし、私も現在了解しておりますところは、ベッド数から申しますと、統計二十以下のベッド数の方が相当多いと考えております。数はたゞいま覚えておりませんが、日本の医療に關しましては、その果しておる役目は相当であると考へるのであります。それに対して取締りが全然ないような先ほどお話でありましたが、私はあると思ひます。病院の規格としての取締りはないけれども、当然患者を收容することに關する取締りというものは、規格があると考へております。かつそういうベッド数の少いものは、猶予期間がございまして、すでに現在收容することを認められておるわけでありませう。これがいかぬというふうな考へであるということになりますと、日本の将来の医療というものが、公的医療機関あるいはその他の二十以上のベッドの数をもちつて完全に果される日はいつの日かわからな

い。そういう場合に、猶予期間を延長するといふお考えにならぬと、医療機関の実態というものが、現在よりきわめて憂うべき状態に陥ると考へます。が、いかがですか。

○久下政府委員 患者を收容いたしましたための制限のあることは当然でありまして、たとえば医療法の第二十一條に、第一号から第十五号まで規定がございまして、病院に關しては、左の各号に掲げる人員及び設備を有し、且つ、記録を備えて置かなければならぬ。となつておりますが、こういうふうな制限が診療所に対してはないといふことを申し上げておるのでございませう。お話のように、私も自身といいたしまして、病院の整備といふことが大事業であることは十分承知いたしておりますのであります。大事業ではございませうけれども、しかしながら、かような制度を御決定をいただきました以上、私どもの立場から申しますれば、当然この制度の円滑な運営のために、医療法全体として期待をしております。精神を實際の面に現わすように努力をする以外にはないと思ひます。先ほど来同じことを申し上げて恐縮でありませうけれども、私どもの現在の立場といたしましては、忠実にこの医療法の精神を生かすように、あらゆる面に努力を重ねる以外にはないと思つております。

○丸山委員 その点につきましては、この前の議会の東局長の答弁と全然違つておると思ひます。東局長に、私がその当時四十八時間問題について質問をいたしました場合に、こういうことを申し上げておつたのであります。四十八時間以上置けないといふことのために、また四十八時間以上置ける施設が不足するために、患者を手術をすることができない場合に、入院をさせることができないから、今の患者はやむを得ず患者の自宅において手術して、その場

所に寝かしておくといいようなことが行われておる、こういうようなことは、たとえいかにその施設があなた方の御理想には合わないといへども、それはとにかく病院内におけるところの收容施設なのであります。また患者もそのそばについておるのでありますから、患者の自宅において行われるよりも、必ずよく医療が行われよう、そういうふうな不備なところで危険を冒すおそれがあるから、四十八時間問題について何か御考慮が煩わせないかという質問をしたことがあるのであります。そのときに東局長は、實際医療施設が法によつておらぬでも、實際に即した取締りをする方針であるといふ御答弁であつたのであります。ただいまの、医療法の建前をどこまでも通すといふ御答弁とは、若干違つておると私は考へるのであります。いかがでありますか。

○久下政府委員 医療局長のお答えを申し上げたことと、私が申し上げておることは、違つておらないと思つておるのであります。ただいま御引例になりましたような場合に、医療局長がそういうふうにお答えいたしましたかどうか、これは調査してみなければわかりませんが、御引例は、問題を裏から取上げられていふのでございまして、それだからといつて、医療法の十三條の運用については適當に手心を加えるのだというようにことを医療局長は申し上げたのではないかと私は信じておるものであります。私ももといたしましても、もちろん、十三條の制限がありましても、いわゆる往診手術といふようなことが多くなることを少しも望んでおらない。そういうふうになり

ますことは、決してまた医療法十三條の精神でもないのをごいまして、再々申し上げておりますように、そういうむしろ逆の面、病院の整備普及をはかるということについて努力をいたしたいという意味で、医療法の精神を忠実に実行するように考へたいといふふうに私は申し上げたのでございませう。

○丸山委員 ただいまの御答弁によりますと、もう来年その期間が迫つておりますが、来年までに医療機関を整備して、国民医療に支障のないことをやるだけの自信を持つて、そういうことをおつしやつておられるのか。伺います。

○久下政府委員 来年の十月二十六日でありませうか、をもつて期限の参ります地域は、逆に申しますと、医療機関の整備普及が十分である地域といふことになるわけにございませう。具体的にこの辺の地域をどうするかといふことについては、正式に私どもとしてまだ方針を決定しておるわけではございませうけれども、大体の考へ方といたしましては、第十三條を全面的に施行してさしつかえがないといふような、すなわち言葉をかえて申しますならば、病院の普及は十分であるといふような地域は、わが国におきましては、きわめて限られた地域ではなからうかと思つております。その他の、病院の普及が十分でないといふ地域につきましては、この附則の規定の通り、五年間の猶予期間ということになります。が、まだ今後約三年間の期間があると思ひますので、もちろんその間に、はたしてできるかどうか自信があるかとおつしやられますと、かりに今後三

的な地域の状況に応じましては、地味的な関係その他から、その程度では足りなくて、相当の余裕を持つた増床をいたさなければならぬと思います。先ほど七万六千ベツドを五年間でやめ、というふうに申し上げましたが、このほかに、またその他の特殊病院もあるわけでありますから、それらも五年計画でやるということが、私どもの計画通り実現をいたすといえます。すなわち、この計画完成を待たず、三年の期

間て医療法十三條の問題を解決する方にまず重点を置いて実行するようにいたしますれば、大なる支障なく実施できるのではないかと、いう考えを持つておるのであります。

○青柳委員長代理 他に通告者もあり
ますから、関連の範囲でしていただき
ます。

○如田委員　構想は少し大きな構想を
持つてもけっこうなわけですけれど、
も、問題は、三年たつてもそういつた大
構想の点が十分に生かされない。あな
たのおつしやつたように、ベッドは、

机の上では二万床余っている、三万床余つていゝと言つてみても、ベッドだ

けあねば、ちやんと村でほんとうに診療できる設備が全部整うわけでもなければ、そういうことを、あなたも机上というふうに言つておいでになるのだから、そういうふうになつて来れば、

もうそういうものが三年間あれば十分にできて、後に医療法についての改正がそのままの形で行われるという、そういう準備ができているようにも思われないわけなんですけれども、そうしな

場合には、これはやはり、事は人命にかかゝる問題で、そうかといつて、さつき言つたように、手術したての人間を自宅に持つて歸すわけにも行かないのだから、そういう点については、あ

なたの方でまた実情に即したような法案の改正も考えておられるわけなんですか。それとも、そうでなく、いやが応でも、その三年間にはそういうことを何か行われるという立場で、

具体的な準備がされておるかどうかと
いう点ですね。その点だけ開かしてい
ただきたい。

○久下政府委員　ただいまの点は、先

ほとんどの委員のお尋ねに對しましてお答え申し上げた通りでございます。私どもの立場におきまして、もしもできなければという、仮定を置いた結論を申し上げることは、お許しをいたしたくないと思ひます。私どもといいた

しましては、とにかくこの法律を興えられまして、これを実施する任務を負つておるわけでございます。私どもと

いたしましては、忠実にこの医療法の、與えられました方針を実行するた
めに、万全の努力をするということ
を申し上げる程度で、お許しをいた
だきたいと思ひます。

○青柳委員長代理　それでは次に、田中委員。

○田中(元)委員 久下次長に承ります
が、医療の定義と申しますか、医療法人
の医療の定義、医療ということの本質を
ちよつと御答弁願いたいと思います。

○久下政府委員 医療という言葉の定

これは実は、医療法制定のときにも、この定義を法律の中に書くべきであるということ、実は百方苦心をしてみたのでございますけれども、どの定

うことで、これは実は、一般的に常識的な、医学常識をもつて判断をする以外にあるまいという結論になりました。

て、その定義は掲げてないような実情でありまして、今ここで私が、私の考えを申し上げても、そこにはいろいろと間違いの起る心配もございますので、この程度でひとつお許しをいた

だきたいと思います。

○田中(元)委員 憲法二十五條かに上りまして、当然われ／＼は、文化的にして健康である一つの権利を持つてい

る。そういたしますと、病氣に対しては、國民は當然治療してもらふ權利を有しておるのだと、こういうふうになんどもは考えておりますが、この点は、厚生省もさように考えておられますか。

○久下政府委員　治療してもらふ権利
というところが、申せますかどうかわか
りませんけれども、申し上げるまでも

なく、医師法、歯科医師法の中に
おきまして、医師、歯科医師は、
正当の事由がなく診察、治療の
求めを拒むことができない、こ
ういう規定がありますことは、
疾病、傷痍というものが人

間の生活の上においてきわめて重大な問題であるというために設けられた規

定だと考えます。それを裏返して、国民の権利であるということが申せるかどうか存じませんが、少くとも私も、その規定のみでも、医療を受ける要求ができるということは、言

えると思うのであります。ただ御引例になりました憲法の規定から申しますれば、確かに権利を有するというふうな書いてありますし、またその意味におきましては、生活保護法等におき

まして、自力をもつて医療費の支弁のできない者につきましては、公の力のできる助けておる。そういう意味合いから申しますれば、自分で医療費の支払いができない者であっても、そうし

た制度によりまして、医療を受けることができるということになります。これなどは、あるいは権利であると申し上げてもよいかと思います。

○田中(元)委員　そういたしますと、

医業並びに齒科医業は、單なる医業ではない。つまり、國民全般の健康を担当してありますところの、國民生活に不可分の業種であることは当然だと考

えませんが、この点はいかがですか。

○久下政府委員　お話の通りだと考えます。

○田中(元)委員　今日までの課税の問題に関してしまして、医療、歯科医療に対

○久下政府委員 課税の方法というお

言葉でございますが、私、課税技術のこととは詳しく存じませんが、少くとも、結果として現われておりまする面におきましては、これを全面的に不当だと申すことはできないと思いま

す。ただしむりな点がありはしないか。今日の医業に対する課税の実情

は、医業の今日の事情から申ししますると、相当むりがある。これを具体的に申しますれば、たとえば今日のような状況でございますと、日進月歩の医学に対応いたしましたして、いろいろな設

備を充実したり、あるいは医療機関の衛生的な状態を維持するというようなことをいたしましたために、非常に困難な点がございます。そういう点、今日の税金をこのようにとられておるので

は、そういうことが實際に行われない
 実情にあるというような意味におきま
 して、今日の課税の実情は不適当な状
 態であるというふうに考えます。

○田中(元)委員 厚生省当局は、今度

地方税の附加価値税等において、医療業に対して——農業、林業は、これは免税になつてゐるのです。非課税として課税の対象になつておりませんが、医療業を対象にしないという問題について

御協議になったことがありますか。

○久下政府委員 地方税法特に附加価値税につきまして、地方自治庁から正式に厚生省の意見を求められました際

には、秘宝として扱ふ。まず第一に医業に対する附加価値税を免除してもらいたい。できなくても相当額の減税になるような処置をしてもらいたいという意見を正式に出しておきました。秘

半の点では若干他のものよりも低くなつておるようでありますが、私どもが第一義的に希望いたしました意見は、

結果として取入れられなかつたわけであります。

○田中(元)委員　たとえば固定資産税におきましても、病院としてベッドを持つておるとか、あるいは医療器械等

は当然必要欠くべからざるものでござ
います、そういうことから、この

医療法改正の中には、これを諷刺対象から除くということが抜けておりますので、この医療法人の規定の中に、これを一つつけて行つたらどうかというふうに考えるのですが、この点いかが

○久下政府委員　医療法人について、この法案の中に税金の減額、あるいは免除の規定を設けるかどうかということについてのお尋ねと思いますので、

一般的な問題としてお答えをさせていただきます。この点は実は基本的には若干私ども疑義を持つものもございます。と申し上げますのは、医療法人になりましても、個人経営の場

合と別段の経営上の問題については、特別な差異を考へておらない次第でございます。従つて医療法人なるがゆえに、特に一般的減税、免税の規定を設けるということは、そうした特

神からいかにであろうかと考えておる次第でございます。減税、免税の問題は、私が先ほど申しました通り、いわゆる私企業としての——私企業とい

言葉は悪いかもしれませんが、私企業としての医療全般の問題として考えて参りたい。こういうふうな思つておる次第であります。

○田中(元)委員　まず医療法人をつくります二つの大きな目的は、医療機関の普及と同時に、税金問題だといふように、先ほどから政府委員は述べておるようでありすが、そうすると税金問題は大きな問題ではなくて、要は医療法に伴うところの医療機関の整備というところが、この法律の医療法人の主体として考えてよろしいのですか。

○久下政府委員　医療法人制度を設けます根本の理由は、一つは医療機関を整備するために、資金の集積をしなればならぬ。その方法として、この制度はぐあいがよくないかというのの一つであります。同時にまた医療機関の永續性と申しますか、個人経営の病院でありますると、経営者がなくなりましてあと、これを相続した者がありませんと、相続税を相当とられることになるのであります。これを法人化しておきますれば、そういう問題がなくなり、医療機関が、長く病院としての機能を果し得ることになつて、国民医療の上に利益であらうといううなことが考えられたのであります。税金の問題も、もちろん考えないわけではございません。先ほど他の方の御質問にお答え申し上げました通り、医療に関する税負担の軽減をはかることを主眼として、この制度をつくつたといふことではないのです。ただ結果として、今日の税法の建前から申しますと、一般的に、多くの場合に、この法人格を取得した方が、税負担が軽くなるだらうというふうな考へておる次第で

ございます。

○田中(元)委員　そういたしますと、現段階においては、率直に申しますと、この医療法人に結びついて、お医者様が法人をつくる場合、まず税金の問題が中心じやないかと考へております。自分の実力でやり得る場合とか、あるいは三人かたまつてやるとかいつた場合に、お医者さんの社会には、いろいろ問題があると思つて、要するに医療法人ができる魅力というものは、率直に言つて私は税金の問題が、主じやないかと思つて。しかし私は医療法人をつくるに反対でございまして、少くとも医療全般にわたつて、厚生省があらゆる部門にぶつかつて、医療の適正をはかるために、税金の問題を解決して行かなければならぬと思つて、医療法人ができれば、税金が下つて来るという考へ方は、私はやめておいたかなければならぬことと考へております。同時にこの附加価値税の問題につきましても、固定資産税の問題につきましても、医療全般にわたつて、この際厚生省当局、各所管庁、並びに国会等においても、徹頭徹尾調わなければならぬと考へておる次第であります。少くとも医療法人を基本的な本則的な問題として、ただいま言つたような医療制度の整備という問題が中心であるならば、私はもう少しこれは具体的な方法があるのではないかと考へております。たとえば先ほど来御質問があつたようでありますが、十三條の、四十八時間の問題だけでなく、少くとも医療の本質は、これはわかりきつておるのであります。患者が主體であります。その意味において、最も

よい医療機関をつくるために、この医療法人というものは、私はもう少し考へ方があるのではないかと考へております。私は質問をこれで打ち切ります。医療法人の性格が、もう少し何か近代化の申しますと語弊がありますが、少くとも何か法人という言葉にとらわれまして、あたかも税金の問題だけに触れて来るのではないかといふような考へ方は、一掃していただきたいと思つて。どこまでも法人が、できることを助長するの、あるいはただ法人ができるという法律をつくつておくれだけかといふ点についても、私は厚生省がはつきりした何か意思表示があつてしかるべきじやないかと思つて。法人をつくるのがほんとうなのか、法人をつくるのが医療機関の整備になるのか、向上する方法なのか、あるいは法人にする法律をつくつて、大いに何かのときの便宜のために法律をつくつておくのかといふ点を、私はもう少しはつきりしておく必要があるのではないかと考へております。この法案は、何か届出があれば、これを法人として行くという組織上のものなのか、あるいはこれをつくれれば医療設備の向上をして行けるものなのかといふ点について、はつきりした御答弁を願ひたい。かように考へております。

○久下政府委員　この医療法人の制度を設けます趣旨は、今お話しにございまして、まず第一には、今日の医療情から考へまして、この法人の制度をつくることによつて、医療機関の整備がはかられるであらうといふことを考へておるのであります。同時にまたいゆる医療あるいは歯科医療が、この法律を制定することによりまして、

明らかに営利的な事業でないことが明白になると思つております。これは何人といへども、医療機関を経営する者につきましては、この法人の制度を利用することができるといふことにしてありますとともに、また反面におきまして、本法第五十四條によりまして、医療法人の非営利性を明白にしておるつもりであります。そういうことが、この法人の制度をつくり出す方針として相当はつきりした点であると思つております。

○田中(元)委員　医療法人をつくる者は営利でなくて、一般の医療をやつておる者は営利でやつておるのだといふように解釈されますが、そうでなく、医療全体が営利ではないと考へてよいのではないですか。

○久下政府委員　結論としてはお話し通りであります。ただ今日の医療法の規定から申しますと、法律の表現の仕方が、営利を目的とする者には前項の許可を與えないことがある。こういう表現の仕方をしております。逆に、りくつを申しますれば、それは許可をするということもあるぞといふうな意味にとれるように表現してあるものであります。私どもとしては、再三申し上げております通りに、実際の病院、診療所の開設を許可いたします場合には、営利を目的とする者には、医療の本質から申しまして、許可を與うべきでないといふような運用上の方針をとつておるのであります。この医療法人は、その考へ方をさらに剰余金の配当を禁止するといふ制度によりまして、明白にしたもの、裏づけしたものといふふうに考へております。従つて医療一般が営利事業でないといふことははつきり

する一つの方針が明白になつたものと考へております。

○青柳委員長代理　他に御発言ありませんか。――御発言がなければ、本日はこの程度にとどめます。次回は公報をもつてお知らせいたしますことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時三十分散会

昭和二十五年五月十日印刷

昭和二十五年五月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所